

再診時選定療養費のお知らせ

当院では、専門的な治療や検査が終わり、医師が経過観察可能と判断した患者さまには、病気の種類やお住まいの地域を考慮のうえ、お近くの医院やクリニック等を紹介させていただいております。

ご紹介した医療機関での経過観察中に当院で専門的な治療や検査が必要となった際には、通院中の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)をお持ちいただければ、再度当院を受診いただくことが可能です。

しかし、診療情報提供書(紹介状)がなく、当院の医師が経過観察可能と判断した病気やケガについて、引き続き当院での診察を希望される場合は、下記の費用を負担していただきます。

診療情報提供書(紹介状)がなく、再診で当院の受診を希望される場合は、

診療費とは別に再診時選定療養費として

4,400 円(税込)をご負担いただきます。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。
ご不明な点がございましたら、初診受付又は各診療科受付までお尋ねください。

東京歯科大学市川総合病院